

# 絵画製作編を



## 再読して

多田鉄雄

「幼稚園教育指導書・絵画製作編」(以下、単に「指導書」と言う)、「同・絵画製作編指導の実践」(以下、単に「指導の実践」と言う)が刊行された当時、拾い読み程度に目を通して、結構な参考書が作られたものと合点していたのであるが、最近になってある必要にせまられ、両書を改めて通読したところ、疑問に思われる点があるので、ここに一文を草し、大方の批判を乞う次第である。

すなわち、「幼稚園教育要領」(以下、単に「要領」と言う)の趣旨を一層具体化するためにつくられたと言う両書は、これを通読してみると、至るところに教えるところ多い、適切・丁寧な叙述・説明が展開されており、編者のご見識とご苦心には深く敬意を表するものであるが、両書がこのまま一般の幼稚園教師、殊に実際経験の

あまり豊かでない先生たち——このような段階にある人々は幼稚園教員養成機関の新卒者も含めて、相当程度に存在すると推定されるのであるが——に与えられた場合、「指導の実践」の編者が危惧している「教育の内容を誤って解釈したり、幼児に高すぎる内容を望んだりすること」(同書、まえがき)が起るおそれはないかという疑問である。

換言すれば、この両書が述べている指導目標、指導内容、あげている材料・用具、さらにそこで望まれている幼児の経験は、すべてこれを現在の幼稚園で欠くべからざる絵画製作教育の要件としてとりあげていかねばならぬのか、どうかということである。

もしそうだとすると、それに要する時間表だけから言っても相当

多くを見込まねばならぬし、材料・用具をととのえる経費から見ても、それが幼稚園負担であれ、父兄負担であれ、一般の幼稚園においてには些少なものと見なすわけにはゆかぬであろう。

なるほど各処に「できるならば……」と言って、必ずしも必須のものとも認めなくてよいような表現を散見はするが、そうとばかり決めかねる説明がそのあとにつづいたりしている。

「指導の実践」について見よう。「指導書は、『要領』を教師が利用する場合、これを効果的に利用できるようにするために作られたものです。つまり基準性をもつていません(傍点筆者・以下同じ)。

したがって極端に言えばこの指導書は、教師が必ずしもこれを使わなくてもよいということになります(一三頁)と言っているが、指導書は『要領』の精神にのっとって、その内容をいつそう具体化する、のがおもなねらい(一四頁)と言い、「『要領』の示す内容の一段下の段階の具体化をしているのです(一四頁)であってみれば、いわば『要領』のねらいの最低基準を具体化して示している点で、明らかに基準性を持つと考えないわけにいかないし、「この指導書のあげた目標、内容、指導計画の作り方、指導の過程などは、いづれも全国の幼稚園に共通するものだけをあげている(二五頁)」とし、「要領」の具体化の程度として、「指導書の内容の程度を……とありあえず最低の段階を示すということにしたのです(一一・一二頁)

とあれば、いわば、ここにあげたことはとりあげなければならぬと、言っていることであり、しかも『要領』を作成するときから……これをさらに具体化したものがどうしても必要になってくること……明らかに、されて、(三頁)、現に「指導書」が文部省の著作であり、「指導の実践」が文部省の担当官参画の下で作られたのであってみれば、文部省の方針に副うて、行こうとする限り、この両書、幼稚園の絵画製作の最低段階が、しかも最少基準が示されたものとして、受け取らざるを得ないであろう。

さて、疑問の一つは、幼稚園において白墨・色チョーク、クレヨン、パス、指絵の具、墨汁、不透明水絵の具、さらには、インク、鉛筆(指導書の一頁以下・三九頁以下、指導の実践の八五頁以下・二二〇頁以下参照)、これらの用具を使って絵をかかせる、ないしは絵をかく経験をさせねばならないのであろうか。たしかにこれらの用具を使って絵をかく経験をさせることは望ましいことにちがいない。しかしかりに白墨とクレヨンかパス、指絵の具、できる場合には墨汁か不透明水絵の具を使う経験をさせる程度では幼稚園段階の絵画の教育は最低基準にも達しないのであろうか。もとより「指導の実践」の言うように「クラスの幼児の七〇%から八〇%ぐらいはこの目標に到達できる可能性があると考え」(二二頁)のことである。小学校の図画工作科目標では、第一学年から第三学年

までを通じて、それも「描画材料は鉛筆・クレヨン・パス類・不透明水彩の具・指絵の具など、必要に応じて、いろいろのものを使わせる」

——このことはいろいろのものをを使うことをすすめているが、必ずしも強制はしていないと解せる——のであり、第二学年になってから、「それらの材料の使い方に慣れさせる」のである。もとより幼児の絵画はそのでき上りを重視すべきものではない。しかし幼児なりに表現したい場合でも、材料の使い方にある程度慣れるのでなければ描画活動はできないであろう。

幼児に紙とクレヨンを持たせた時、ただちに絵をかき始める場合もある。しかし話し合いによる導入によって描画活動に発展させる、また描画活動を指導する例の多いことは周知のことである。さらに墨汁、絵の具などを使用する場合には、その用意、後片付けにしやすい時間も考えねばなるまい。指導の面ではこの用意や後片付けにも慣れさせねばなるまい。

現在は若干の幼稚園を除けば、新入園児として一年保育児、二年保育児、三年保育児をもっている。ここでは幼稚園の生活と言うか秩序と言うか、いわば幼稚園生活に慣れさせるだけでもかなりの日時を必要とする。

これらを考えてきて、「指導の実践」の絵画製作指導計画一覧表（二四五頁）を通覧すると、各週の単元が羅列されていて、それが

それぞれ本文の指導内容、指導目標、絵画製作に使う材料・用具に照応しているので、この単元を消化するためには——絵画と製作と両方を併せて——幼稚園保育時間の大半をこれに当てねばならなくなるのではないか。その結果「指導の実践」の言う「幼稚園ではまだまだほかに指導しなければならないことが多くあるのです」（九〇頁）の趣旨がおのずから崩れることにならぬかと思われるのである。

またクレヨンと紙とでの絵の場合でも、三才児よりは四才児、四才児よりは五才児と表現力も成長するものであってみれば、この用具による描画活動の機会も不断に与えるべきであろう。であるとすればいろいろの用具、材料を使う描画活動の種類を増加させれば、その所要時間は幾何数的に増大するわけである。かく種類を増加させる場合には所要時間をかく増大させるべきであるということ、幼児にあっては反復・繰返しが決して停滞ではなく、むしろ充実した進歩に対する前提条件であることが、この場合にも妥当なことからも当然である。

「要領」では「クレヨン・絵の具……など、必要な材料を使つて」（二二頁）と記してあるが、この必要を教師の総合的判断に俟つという意味に解してはいけなからうかという疑問である。

つきに製作で疑問に思うのは、「指導書」に「のこぎりあるいは

かなづちなどの使い方を会得し、適切な指導のもとにおいてはその器用さを増進することができる」(一五頁)とあり、その四七頁以下で幼児がくぎをかなづちで打ち、のこぎりで板を切る図を示しながら、幼児用のそれらを説明していることである。

「指導の実践」に「男児ですと金づちなどを手にすれば力いっぱいにあたりの器物をたたいて満足そうに遊び回りますが」(七六頁)とあり、これは同書のいわゆるもてあそびをする時期を示していると思えるが、そのことと使い方を会得するとは全く別であって、のこぎりを引く、くぎを打つという仕事はある程度熟練した技術を要する仕事である。ことにこのこぎりの正しい引き方のごときは高度の技術を必要とする。

両書はこのこぎりやくぎ・かなづちをどのように考えているのだろうか。「指導の実践」に「……使うことを経験させる、としたわけは、幼児の段階ではまだ技術ということを強調する段階でなく、使い方はどうあろうとも……」(四六頁)とあって、単に経験として要求しているようでもあり、同書の「木片の使用に伴って、かなづちやくぎをうったり、のこぎりでも木をひいたりする経験も加わってくるでしょう。そして、五才児ではそれらの材料の形や色、大きさ、材質などを幼児なりに考えて材料を生かして使うことを経験させるのです」(一一二頁)とあって、ことばは経験ということを言

っているが、当然技術の習得を予想していると考えられる叙述がある。さらに同書の「厚さ一センチメートルの板を接合する場合のくぎの長さは、二・五センチメートル……となって、一寸釘か八分くぎが適当であるということになるのです」(二三六頁)とあって、単に厚板にくぎの一部分を打ちつけるのでなく、接合も考えていることが理解される。かと思うと同書の二七九頁に「くぎは持ちやすいようにふといもの(五すくぎ程度)がよい」という指摘もある。

たしかに、このこぎり・金づち・くぎは、終戦後に、「保育要領」(昭和二十二年)で初めて幼稚園の製作のところへ出てきた。すなわち「木箱のあいたもの、小さな板切れなどを材料として、ごく簡易なものを作らせるのもおもしろい。用具としてのこのこぎり・金づち・くぎなどのようなものうちで安全なものだけを使用させる」(七一頁)とある。注意すべきことは、「安全なもの」とはどんなことか、「ごく簡易なものを作る」の簡易が作られるものでなく、作る方法・技術を指す場合、幼児にとって簡易な方法・技術とはどんなことかということである。もつともこの「保育要領」はあくまで試案ではあった。

米国の若干の幼稚園が実験的にかかる製作を幼稚園で行なったり、行なっていることはあろう。しかし一般的には、たとえば英国の教育指導書を見ても、八、九才になって男子はかなづち・くぎ・

のこぎりを使用する工作に興味を持ってくるとしているし、わが国でも小学校の中級から始まることは「指導の実践」の表(二二二頁)でも明らかである。労働とか仕事を重視するソ連でも、七才のころではじめてかなづちを教室に若干備えさせるのである。

「要領」は「筆・画板・粘土板・はきみ・かなづちなど、絵をかいたり物を作ったりするために必要な諸道具をじょうずに使う」(二頁)ことを望ましい経験としている。ここで言う「など」はもとより筆以下を指しているのだから、かならずしも、ぎやのこぎりを予想させてはいない。しかし「保育要領」の上述の記述をこの「要領」がどの程度に検討して、かなづちを例示したのか、または独自の立場からかなづちをあげたのかは明らかでない。その点でのこぎりやくぎの使用を行きすぎと仮りに考えるなら、行きすぎの主張をしているわけではないが、少なくとも不明確ではある。これにくらべると東幼幼の「幼稚園参考書」は木片工作の中で取り扱っているが、その説明は納得のゆくものであり、かなづち・くぎの扱い方も、もしそれを扱うならばこのようであるべき意味において適切であろう。すなわち「大小、形などのちがった木片を集めておく。子どもたちがその木片から何をつくらうか、発想させる方法と、最初から船、汽車のテーマをきめて木片を選ぶ方法がある。金槌や木槌で釘をうつつことを子どもたちは非常によろこぶ。……思うように打

ちつけさせる。まがった釘も子どもたちはそれなりに工夫して創作する」(一五六頁)とあるが、ここでは技術は要求されてはいず、非常によろこぶことが重視されているのであって、この程度のことであればこれは幼児の段階においても、望ましい経験とすることができよう。

万端の設備がととのっており、熟達の先生が指導する一部の幼稚園では、ある程度かかる工作の技術を幼児に習得させることも可能であろう。しかしかかるかなりの技術を前提とする製作を幼児の段階で、しかも「全国の幼稚園に共通に」経験させることの可否はまだ解決されていない研究段階ではなからうか。その意味で「要領」の最低段階の具体化であると一概に見なし切れない疑問をもつのである。

以上の疑問が両書を読み間違えているために生じたのであれば、その不明を謝す次第であるが、それにしても、「月刊教育」(本年一月一日号)でお茶の水女子大学の坂元氏の言及されているように、「誤解を起こすようなものになる部分を改めて」、「適切に解釈をし、適切に実施して」いけるよう、幼稚園教育要領自体の検討をすすめていただきたいものである。

\* \* \*